

5 労働協約の締結状況【単位労働組合】

(1) 労働協約の締結の状況

労働組合と使用者（又は使用者団体）の間で締結される労働協約の締結状況をみると、労働協約を「締結している」93.4%（平成23年調査91.4%）、「締結していない」6.5%（同8.6%）となっている。

また、労働協約を締結している労働組合について労働協約の締結主体をみると、「当該労働組合において締結」57.5%（同71.4%）が最も多く、次いで「上部組織において締結」30.5%（同23.0%）、「当該労働組合及び上部組織双方において締結」8.7%（同5.0%）となっている。（第8表）

第8表 労働協約の締結の有無及び労働協約の締結主体別割合（単位労働組合）

平成27年調査（単位：％）

区 分	計 ¹⁾	労働協約を締結している ²⁾	労働協約の締結主体			労働協約を締結していない
			当該労働組合において締結	上部組織において締結	当該労働組合及び上部組織双方において締結	
計	100.0	93.4 (100.0)	(57.5)	(30.5)	(8.7)	6.5
< 企業規模 >						
5,000人以上	100.0	98.3 (100.0)	(22.2)	(63.2)	(11.5)	1.7
1,000～4,999人	100.0	97.0 (100.0)	(48.4)	(42.2)	(6.4)	3.0
500～999人	100.0	91.4 (100.0)	(66.4)	(20.7)	(12.2)	8.6
300～499人	100.0	96.4 (100.0)	(74.9)	(11.5)	(8.4)	3.6
100～299人	100.0	86.8 (100.0)	(84.8)	(3.1)	(7.6)	12.9
30～99人	100.0	88.4 (100.0)	(84.0)	(6.5)	(5.8)	11.6
< 労働組合の種類 >						
支部等の単位別組合	100.0	97.4 (100.0)	(30.4)	(52.5)	(15.0)	2.6
単体組織組合	100.0	88.5 (100.0)	(94.9)	(・)	(・)	11.4
平成23年調査計	100.0	91.4 (100.0)	(71.4)	(23.0)	(5.0)	8.6

注：（ ）内は、労働協約を締結している労働組合に対する割合である。

- 1) 労働協約の締結の有無「不明」を含む。
- 2) 労働協約の締結主体「不明」を含む。

(2) 労働協約の事項別締結状況

労働協約を締結している労働組合について「労働協約の規定がある」事項をみると、組合組織に関する事項70.2%、組合活動に関する事項80.4%、団体交渉に関する事項65.5%、労働争議に関する事項54.5%となっている（第9-1表～第9-4表）。

第9-1表 組合組織に関する労働協約の規定の有無別割合（単位労働組合）

平成27年調査（単位：％）

区 分	労働協約を締結している計 ¹⁾	組合組織に関する次の事項の労働協約の規定あり	規定のある事項（複数回答）			いずれの規定もなし
			非組合員の範囲	ユニオン・ショップ	唯一交渉団体	
計	100.0	70.2 (100.0)	(64.1)	(80.0)	(44.9)	19.5
< 企業規模 >						
5,000人以上	100.0	78.0 (100.0)	(78.3)	(79.1)	(49.5)	8.5
1,000～4,999人	100.0	77.9 (100.0)	(67.1)	(87.5)	(45.2)	11.1
500～999人	100.0	70.7 (100.0)	(63.9)	(78.8)	(44.8)	14.6
300～499人	100.0	72.7 (100.0)	(59.0)	(78.7)	(33.2)	17.8
100～299人	100.0	59.9 (100.0)	(41.6)	(76.2)	(47.5)	33.0
30～99人	100.0	51.1 (100.0)	(58.3)	(70.5)	(37.6)	44.9

注：（ ）内は、組合組織に関する労働協約の規定がある労働組合に対する割合である。

- 1) 組合組織に関する労働協約の規定の有無「不明」を含む。

第9-2表 組合活動に関する労働協約の規定の有無別割合（単位労働組合）

平成27年調査（単位：％）

区 分	労働協約を 締結している 計 ¹⁾	組合活動に関する 次の事項の労働協約の 規定あり		規定のある事項（複数回答）					いずれの 規定もなし
				就業時間中の 組合活動	組合の企業施設 利用 （組合事務所の 場合を除く）	組合事務所の 供与	組合専従者の 取扱い	チェック・オフ	
計	100.0	80.4	(100.0)	(82.9)	(68.6)	(66.3)	(60.3)	(71.3)	9.6
< 企業規模 >									
5,000人以上	100.0	85.6	(100.0)	(88.9)	(80.8)	(79.8)	(88.4)	(78.8)	1.5
1,000～4,999人	100.0	86.5	(100.0)	(90.5)	(71.4)	(70.8)	(74.9)	(73.1)	3.1
500～999人	100.0	72.7	(100.0)	(85.2)	(69.2)	(72.8)	(64.5)	(71.0)	13.5
300～499人	100.0	79.8	(100.0)	(81.3)	(61.9)	(66.6)	(49.3)	(71.9)	11.5
100～299人	100.0	80.5	(100.0)	(68.0)	(57.9)	(51.6)	(20.0)	(62.9)	12.2
30～99人	100.0	64.5	(100.0)	(74.5)	(54.2)	(36.8)	(30.0)	(61.9)	31.4

注：（ ）内は、組合活動に関する労働協約の規定がある労働組合に対する割合である。

1) 組合活動に関する労働協約の規定の有無「不明」を含む。

第9-3表 団体交渉に関する労働協約の規定の有無別割合（単位労働組合）

平成27年調査（単位：％）

区 分	労働協約を 締結している 計 ¹⁾	団体交渉に関する 次の事項の労働協約の 規定あり		規定のある事項（複数回答）			いずれの 規定もなし
				団体交渉 事項	団体交渉の 手続き・運営	交渉委任 禁止	
計	100.0	65.5	(100.0)	(91.4)	(81.9)	(27.2)	23.0
< 企業規模 >							
5,000人以上	100.0	78.7	(100.0)	(92.6)	(88.9)	(33.0)	7.3
1,000～4,999人	100.0	69.1	(100.0)	(95.8)	(88.5)	(33.5)	19.3
500～999人	100.0	64.8	(100.0)	(88.7)	(83.9)	(20.1)	21.3
300～499人	100.0	65.2	(100.0)	(90.4)	(83.6)	(21.4)	25.9
100～299人	100.0	56.9	(100.0)	(85.7)	(66.2)	(22.7)	31.8
30～99人	100.0	43.6	(100.0)	(90.0)	(61.7)	(11.3)	50.8

注：（ ）内は、団体交渉に関する労働協約の規定がある労働組合に対する割合である。

1) 団体交渉に関する労働協約の規定の有無「不明」を含む。

第9-4表 労働争議に関する労働協約の規定の有無別割合（単位労働組合）

平成27年調査（単位：％）

区 分	労働協約を 締結している 計 ¹⁾	労働争議に関する 次の事項の労働協約の 規定あり		規定のある事項（複数回答）				いずれの 規定もなし
				争議調整	争議行為の 予告	争議行為の 不参加者	争議行為中の 遵守事項	
計	100.0	54.5	(100.0)	(67.5)	(88.1)	(58.6)	(57.7)	32.7
< 企業規模 >								
5,000人以上	100.0	70.6	(100.0)	(64.9)	(86.3)	(55.6)	(60.1)	13.6
1,000～4,999人	100.0	68.1	(100.0)	(68.1)	(92.7)	(63.5)	(56.9)	20.4
500～999人	100.0	49.2	(100.0)	(64.4)	(86.4)	(64.8)	(52.6)	34.6
300～499人	100.0	51.0	(100.0)	(70.5)	(92.7)	(59.8)	(64.5)	40.1
100～299人	100.0	38.1	(100.0)	(74.7)	(84.0)	(54.1)	(51.8)	47.9
30～99人	100.0	27.2	(100.0)	(63.2)	(79.4)	(46.3)	(61.6)	67.1

注：（ ）内は、労働争議に関する労働協約の規定がある労働組合に対する割合である。

1) 労働争議に関する労働協約の規定の有無「不明」を含む。